

1 この計算書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第8条第2項の規定による控除を受ける場合において、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいいます。）について次に掲げる規定の適用を受けようとするときに記載し、第6号様式別表5の7に添付してください。
- (イ) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第1項又は政令第21条第1項の規定
- (ロ) 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第1条の規定による改正前の政令（以下「平成27年旧政令」といいます。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第2条の規定による改正前の法人税法第57条第1項若しくは第58条第1項又は平成27年旧政令第21条第1項の規定
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る欠損金額又は災害損失欠損金額の計算をして記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄等	記載のしかた
1 「控除前所得金額①」	第6号様式別表5の③の欄の金額から法人税法第59条第1項又は第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）（以下「震災特例法」といいます。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定により損金に算入する金額を控除した金額を記載します。
2 「損金算入限度額②」	中小法人等事業年度（法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号に定める各事業年度をいいます。）に該当しない事業年度にあつては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあつては「50 又は」を抹消してください。
3 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失欠損金額③」	令和8年3月31日以前に開始する事業年度については、直前に提出した法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第6号様式別表9の「翌期繰越額⑤」の欄の金額を記載します。 なお、次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第2項の規定による読替え後の法人税法第57条第2項の規定の適用を受ける場合同項の規定により欠損金額又は災害損失欠損金額とみなされる金額を含めた金額 (2) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第2項の規定による読替え後の法人税法第57条第4項の規定の適用を受ける場合同項の規定によりないものとされる欠損金額又は災害損失欠損金額を控除した金額 (3) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は第2項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定の適用を受ける場合法人税法第57条第5項の規定によりないものとされる欠損金額又は災害損失欠損金額を控除した金額
4 「当期控除額④」	当該事業年度の③の欄の金額と、②の欄の金額から当該事業年度前の④の欄の金額の合計額を控除した金額のうち、いずれか少ない金額を記載します。 なお、当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令132号）による改正前の政令第20条の3の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和5年旧措置法」といいます。）第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、次によります。 (1) 「(②－当該事業年度前の④の合計額)」の金額が零に満たない場合には、当該金額を零として計算します。 (2) 令和5年旧措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに同条第2項に規定する超過控除対象額を含めて記載します。